添付法令資料 4:

加工食品の登録に関する 2017 年 12 月 20 日付インドネシア共和国 医薬品食品監督庁長官規則 No.27 (目次) 2018 年 1 月 8 日施行

第	1 章	総則	(第	1条ない	し第	4 条)

- 第2章 基準
 - 第1節 加工食品の基準 (第5条ないし第15条)
 - 第2節 事業者及び登録者の基準及び責任(第16条ないし第18条)
- 第3章 加工食品登録サービス (第19条ないし第21条)
- 第4章 加工食品登録の要件
 - 第1節 新規登録の要件 (第22条)
 - 第2節 変更登録の要件(第23条ないし第25条)
 - 第3節 再登録の要件(第26条及び第27条)
 - 第4節 加工食品のラベルの要件(第28条)
- 第5章 加工食品の電子登録手続き
 - 第1節 事業者アカウントの登録(第29条ないし第34条)
 - 第2節 新規登録(第35条ないし第43条)
 - 第3節 変更登録 (第44条及び第45条)
 - 第4節 再登録(第46条)
 - 第5節 優先サービス (第47条及び第48条)
- 第6章 マニュアルによる加工食品の登録手続
 - 第1節 新規登録 (第49条ないし第59条)
 - 第2節 変更登録(第60条ないし第70条)
 - 第 3 節 再 登録 (第 71 条)
- 第7章 加工食品の流通許可(第72条ないし第76条)
- 第8章 費用(第77条)
- 第9章 再審査 (第78条)
- 第10章 流通許可の有効期間(第79条)
- 第11章 流通許可の実施(第80条ないし第82条)
- 第 12 章 再評価 (第 83 条)
- 第13章 行政処分(第84条ないし第86条)
- 第 14 章 経過規定(第 87 条)
- 第15章 終則(第88条及び第89条)